

## (別紙)

## アミスルブロム(殺菌剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
大豆	○ 0.3	
ばれいしよ	○ 0.05	
トマト	○ 2	
きゅうり(ガーキンを含む)	○ 0.7	
メロン類果実	○ 0.05	
ぶどう	○ 3	

## クロマフェノジド(殺虫剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米(玄米をいう)	○ 0.2	0.2
とうもろこし	○ 0.05	
大豆	○ 0.5	0.5
さといも類(やつがしらを含む)	○ 0.05	
かんしよ	○ 0.05	
てんさい	● 0.05	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	● 0.05	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	● 3	5
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	●	5
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	5
はくさい	● 0.7	2
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	●	5
ケール	○ 5	5
こまつな	○ 5	5
きょうな	○ 5	5
チンゲンサイ	○ 5	5
カリフラワー	●	5
ブロッコリー	● 2	5
その他のあぶらな科野菜 <sup>5</sup>	○ 5	5
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	5
チコリ	●	5
エンダイブ	●	5
しゅんぎく	●	5
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	● 2	5
その他のさく科野菜 <sup>6</sup>	●	5

クロマフェノジド(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
ねぎ(リーキを含む)	● 0.7	5
にら	●	5
アスパラガス	●	5
わけぎ	● 1	5
その他のゆり科野菜 <sup>7</sup>	●	5
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	●	5
セロリ	●	5
みつば	●	5
その他のせり科野菜 <sup>8</sup>	●	5
トマト	● 0.5	1
ピーマン	● 1	2
なす	● 0.5	1
その他のなす科野菜 <sup>9</sup>	● 1	2
きゅうり(ガーキンを含む)	● 0.3	1
かぼちや(スカッシュを含む)	●	1
しろうり	●	1
すいか	●	0.1
メロン類果実	● 0.05	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜 <sup>10</sup>	●	1
ほうれんそう	●	5
たけのこ	●	0.1
オクラ	● 0.7	2
しょうが	● 0.05	0.1
未成熟えんどう	● 0.3	5
未成熟いんげん	●	5
えだまめ	○ 5	5
その他の野菜 <sup>12</sup>	● 0.05	5
りんご	● 0.7	1
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	●	1
びわ	●	0.1
もも	○ 0.1	0.1
ネクタリン	●	1
あんず(アブリコットを含む)	●	1
すもも(プルーンを含む)	●	1
うめ	○ 3	1
おうとう(チェリーを含む)	○ 1	1

クロマフェノジド(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
いちご	● 0.5	1
ラズベリー	●	1
ブラックベリー	●	1
ブルーベリー	●	1
クランベリー	●	1
ハックルベリー	●	1
その他のベリー類果実 <sup>14</sup>	●	1
ぶどう	●	1
かき	●	1
バナナ	●	1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	1
アボカド	●	1
パイナップル	●	1
グアバ	●	1
マンゴー	●	1
パッションフルーツ	●	1
なつめやし	●	1
その他の果実 <sup>15</sup>	●	1
茶	○ 20	20
その他のスパイス <sup>17</sup>	● 0.05	5
その他のハーブ <sup>18</sup>	○ 5	5
魚介類	○ 0.06	

シアゾファミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.3	
小豆類(いんげん、ささげを含む)	○ 0.1	0.1
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	○ 10	10
かぶ類の根	○ 0.3	0.3
かぶ類の葉	○ 20	20
はくさい	○ 1	1
キャベツ	○ 0.05	0.05
ケール	○ 15	15
こまつな	○ 15	15
きょうな	○ 10	10
チンゲンサイ	○ 3	3
ブロッコリー	○ 1	1
その他のあぶらな科野菜 <sup>5</sup>	○ 15	15

## シアゾファミド(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	○ 10	
たまねぎ	○ 0.05	0.05
ねぎ(リーキを含む)	○ 2	2
わけぎ	○ 5	
その他のゆり科野菜 <sup>7</sup>	○ 3	3
みつば	○ 10	
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜 <sup>9</sup>	○ 2	1
きゅうり(ガーキンを含む)	○ 0.7	0.7
かぼちや(スカッシュを含む)	○ 0.1	0.1
しろうり	○ 0.1	0.1
すいか	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.05	0.05
まくわうり	○ 0.1	0.1
その他のうり科野菜 <sup>10</sup>	○ 0.1	0.1
ほうれんそう	○ 25	25
しょうが	○ 3	0.7
えだまめ	○ 5	
その他の野菜 <sup>12</sup>	○ 10	
みかん	○ 0.7	0.7
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 5	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	○ 5	5
グレープフルーツ	○ 5	5
ライム	○ 5	5
その他のかんきつ類果実 <sup>13</sup>	○ 5	5
いちご	○ 0.7	0.7
ぶどう	○ 10	10
その他の果実 <sup>15</sup>	○ 1	1
みかんの果皮	○	10
その他のスパイス <sup>17</sup> (みかんの果皮を除く。)	○	1
その他のスパイス <sup>17</sup>	○ 10	
その他のハーブ <sup>18</sup>	○ 15	15

## ダイムロン(除草剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米(玄米をいう)	○ 0.1	0.1
魚介類	○ 0.4	

## チアジニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米(玄米をいう)	○ 1	1
魚介類	○ 0.03	

## ニトラピリン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
小麦	○ 0.1	0.1
とうもろこし	○ 0.1	0.1
その他の穀類 <sup>1</sup>	○ 0.1	0.1
牛の筋肉	●	0.05
豚の筋肉	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>19</sup> の筋肉	●	0.05
牛の脂肪	●	0.05
豚の脂肪	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.05
牛の肝臓	●	0.05
豚の肝臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.05
牛の腎臓	●	0.05
豚の腎臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.05
牛の食用部分	●	0.05
豚の食用部分	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.05
鶏の筋肉	●	0.05
その他の家きん <sup>20</sup> の筋肉	●	0.05
鶏の脂肪	●	0.05
その他の家きんの脂肪	●	0.05
鶏の肝臓	●	0.05
その他の家きんの肝臓	●	0.05
鶏の腎臓	●	0.05
その他の家きんの腎臓	●	0.05
鶏の食用部分	●	0.05
その他の家きんの食用部分	●	0.05

## ノバルロン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
ばれいしよ	○ 0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む)	○ 0.05	0.05
かんしよ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう)	○ 0.05	0.05
その他のいも類 <sup>4</sup>	○ 0.05	0.05
てんさい	○ 0.05	0.05
キャベツ	○ 1	1
トマト	○ 2	1
ピーマン	○ 0.7	
なす	○ 0.5	0.5
その他のうり科野菜 <sup>10</sup>	○ 0.05	0.05
しょうが	○ 0.05	0.05
えだまめ	○ 0.01	
その他の野菜 <sup>12</sup>	○ 0.05	0.05
りんご	○ 3	3
日本なし	○ 3	3
西洋なし	○ 3	3
マルメロ	○ 3	3
びわ	○ 3	3
いちご	○ 2	
綿実	○ 1	1
その他のスパイス <sup>17</sup>	○ 0.05	0.05
その他のハーブ <sup>18</sup>	○ 0.05	0.05
牛の筋肉	○ 0.7	0.7
豚の筋肉	○ 0.7	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>19</sup> の筋肉	○ 0.7	0.7
牛の脂肪	○ 10	10
豚の脂肪	○ 10	10
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 10	10
牛の肝臓	○ 0.7	0.7
豚の肝臓	○ 0.7	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.7	0.7
牛の腎臓	○ 0.7	0.7
豚の腎臓	○ 0.7	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.7	0.7
牛の食用部分	○ 0.7	0.7
豚の食用部分	○ 0.7	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.7	0.7
乳	○ 0.4	0.4
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家きん <sup>21</sup> の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	0.01

## ノバルロン(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家さんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家さんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家さんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家さんの卵	○ 0.01	0.01

## フェンヘキサミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
小豆類(いんげん、ささげを含む) <sup>2</sup>	● 0.05	0.1
えんどう	●	0.1
そら豆	●	0.1
らつかせい	●	0.1
その他の豆類 <sup>3</sup>	●	0.1
クレソン	○ 30	30
その他のあぶらな科野菜 <sup>5</sup>	○ 30	30
チコリ	○ 30	30
エンダイブ	○ 30	30
しゅんぎく	○ 30	30
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	○ 30	30
その他のきく科野菜 <sup>6</sup>	○ 30	30
たまねぎ	● 0.05	0.1
にんにく	●	0.1
その他のゆり科野菜 <sup>7</sup>	●	0.1
パセリ	○ 30	30
その他のせり科野菜 <sup>8</sup>	○ 30	30
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 2	2
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜 <sup>9</sup>	○ 2	2
きゅうり(ガーキンを含む)	○ 2	2
かぼちや(スカッシュを含む)	● 1	2
しろうり	●	2
すいか	●	1
メロン類果実	●	1
まくわうり	●	1
その他のうり科野菜 <sup>10</sup>	●	2
その他の野菜 <sup>12</sup>	○ 30	30

フェンヘキサミド(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
みかん	○ 0.5	0.5
なつみかんの果実全体	○ 5	5
レモン	○ 5	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	○ 5	5
グレープフルーツ	○ 5	5
ライム	○ 5	5
その他のかんきつ類果実 <sup>13</sup>	○ 5	5
西洋なし	●	20
びわ	●	1
もも	○ 6	6
ネクタリン	○ 10	6
あんず(アプrikottを含む)	○ 10	6
すもも(プルーンを含む)	○ 1	1
うめ	○ 6	6
おうとう(チェリーを含む)	○ 10	10
いちご	○ 10	5
ラズベリー	○ 15	3
ブラックベリー	● 15	20
ブルーベリー	● 5	20
クランベリー	●	20
ハックルベリー	● 5	20
その他のベリー類果実 <sup>14</sup>	● 15	20
ぶどう	○ 20	20
キウイ	●	10
なつめやし	●	20
その他の果実 <sup>15</sup>	○ 3	3
アーモンド	○ 0.02	0.02
その他のナッツ類 <sup>16</sup>	○ 0.02	0.02
ホップ	○ 100	
その他のスパイス <sup>17</sup>	● 20	30
その他のハーブ <sup>18</sup>	○ 30	30
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類 <sup>19</sup> の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	● 0.05	2
豚の肝臓	● 0.05	2
その他の陸棲哺乳類の肝臓	● 0.05	2
牛の腎臓	● 0.05	2
豚の腎臓	● 0.05	2
その他の陸棲哺乳類の腎臓	● 0.05	2



フェンヘキサミド(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
牛の食用部分	● 0.05	2
豚の食用部分	● 0.05	2
その他の陸棲哺乳類の食用部分	● 0.05	2
乳	○ 0.01	0.01
干しぶどう	○ 25	

メタアルデヒド(殺虫剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米(玄米をいう)	○ 0.2	
小麦	○ 0.2	
とうもろこし	● 0.2	1
大豆	●	1
小豆類(いんげん、ささげを含む) <sup>2</sup>	●	1
えんどう	●	1
そら豆	●	1
その他の豆類 <sup>3</sup>	●	1
ばれいしよ	●	1
さといも類(やつがしらを含む)	●	1
かんしよ	●	1
やまいも(長いもをいう)	●	1
こんにやくいも	●	1
その他のいも類 <sup>4</sup>	●	1
てんさい	●	1
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	●	1
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	●	1
かぶ類の根	●	1
かぶ類の葉	●	1
西洋わさび	●	1
クレソン	●	1
はくさい	●	1
キャベツ	●	1
芽キャベツ	●	1
ケール	●	1
こまつな	●	1
きょうな	●	1
チンゲンサイ	●	1
カリフラワー	●	1
ブロッコリー	●	1
その他のあぶらな科野菜 <sup>5</sup>	●	1

メタアルデヒド(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
ごぼう	●	1
サルシフィー	●	1
アーティチョーク	●	1
チコリ	●	1
エンダイブ	●	1
しゅんぎく	●	1
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	●	1
その他のきく科野菜 <sup>6</sup>	●	1
たまねぎ	●	1
ねぎ(リーキを含む)	●	1
にんにく	●	1
にら	●	1
アスパラガス	●	1
わけぎ	●	1
その他のゆり科野菜 <sup>7</sup>	●	1
にんじん	●	1
パースニップ	●	1
パセリ	●	1
セロリ	●	1
みつば	●	1
その他のせり科野菜 <sup>8</sup>	●	1
トマト	●	1
ピーマン	●	1
なす	●	1
その他のなす科野菜 <sup>9</sup>	●	1
きゅうり(ガーキンを含む)	●	1
かぼちや(スカッシュを含む)	●	1
しろうり	●	1
すいか	●	1
メロン類果実	●	1
まくわうり	●	1
その他のうり科野菜 <sup>10</sup>	●	1
ほうれんそう	●	1
たけのこ	●	1
オクラ	●	1
しょうが	●	1
未成熟えんどう	●	1
未成熟いんげん	●	1
えだまめ	●	1
マッシュルーム	●	1
しいたけ	●	1
その他のきのこ類 <sup>11</sup>	●	1
その他の野菜 <sup>12</sup>	●	1

メタアルデヒド(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
みかん	●	1
なつみかんの果実全体	●	1
レモン	●	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	●	1
グレープフルーツ	●	1
ライム	●	1
その他のかんきつ類果実 <sup>13</sup>	●	1
りんご	●	1
日本なし	●	1
西洋なし	●	1
マルメロ	●	1
びわ	●	1
もも	●	1
ネクタリン	●	1
あんず(アプリコットを含む)	●	1
すもも(プルーンを含む)	●	1
うめ	●	1
おうとう(チェリーを含む)	●	1
いちご	●	1
ラズベリー	●	1
ブラックベリー	●	1
ブルーベリー	●	1
クランベリー	●	1
ハックルベリー	●	1
その他のベリー類果実 <sup>14</sup>	●	1
ぶどう	●	1
かき	●	1
バナナ	●	1
キウイ	●	1
パパイヤ	●	1
アボカド	●	1
パイナップル	●	1
グアバ	●	1
マンゴー	●	1
パッションフルーツ	●	1
なつめやし	●	1
その他の果実 <sup>15</sup>	●	1
なたね	○ 0.2	
その他のスパイス <sup>17</sup>	● 0.2	1
その他のハーブ <sup>18</sup>	●	1

○:平成20年4月30日施行

●:平成20年10月30日施行

※残留基準を設定したチアジニルは、農産物にあつてはチアジニルは並びに4-メチル-1, 2, 3-チアジアゾール-5-カルボン酸及び4-ヒドロキシメチル-1, 2, 3-チアジアゾール-5-カルボン酸をチアジニルは含量に換算したものの和をいうこと。

※残留基準を設定したニトラピリンは、ニトラピリン及び6-クロロピコリン酸をニトラピリン含量に換算した和とし、6-クロロピコリン酸には遊離酸及び抱合体が含まれるものとする。

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
2. いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワーブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
17. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
18. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
19. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
20. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。